

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【四半期会計期間】 第84期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌

【英訳名】 Sanoyas Hishino Meisho Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 孝

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

(平成21年7月27日から本店所在地 大阪市北区中之島三丁目6番32号が上記のように移転しました。)

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第83期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第84期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第83期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高	(百万円)	13,802	13,174	71,137
経常利益	(百万円)	115	214	1,225
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失()	(百万円)	325	123	286
純資産額	(百万円)	12,178	10,605	10,376
総資産額	(百万円)	88,550	86,677	83,940
1株当たり純資産額	(円)	345.02	299.49	291.59
1株当たり四半期純利益又は 四半期(当期)純損失()	(円)	10.00	3.79	8.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.7	11.3	11.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,410	2,403	12,639
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,279	574	3,380
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	328	1,112	2,912
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	22,284	24,770	21,828
従業員数	(名)	1,173	1,173	1,144

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営む事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	1,173 (467)
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員である。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）である。
- 3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	708
---------	-----

- (注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
船舶部門	11,049	1.2
うち新造船	10,205	+1.3
陸上部門	2,594	26.5
合計	13,643	7.3

- (注) 1 金額は期間中に発生した製造原価で示している。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高			受注残高		
	数量	金額(百万円)	前年同四半期比(%)	数量	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
船舶部門		624	98.7		222,556	2.2
うち新造船	- 隻 - 総トン	-	100.0	46隻 2,357,920総トン	218,265	2.3
陸上部門		2,439	20.7		6,194	40.9
合計		3,064	94.0		228,750	3.9

- (注) 1 陸上部門のうち遊園施設運営および機械レンタルは受注高および受注残高に含めていない。
2 受注残高の新造船隻数及び総トンは工事完成基準で記載している。
3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

(ア) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (平成21年4月1日～平成21年6月30日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
船舶部門	9,685	+11.7
うち新造船	9,188	+25.6
陸上部門	3,489	32.0
合計	13,174	4.5

- (注) 1 当第1四半期連結会計期間より工事進行基準の適用により、新造船の隻数及び総トンを省略している。なお、引渡し隻数は2隻で、88,426総トンである。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(イ) 総販売高に対する割合が10%以上の顧客に対する販売実績

顧客	前第1四半期連結会計期間 (平成20年4月1日～平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (平成21年4月1日～平成21年6月30日)	
	工事内容	総販売高に対する 割合・金額	工事内容	総販売高に対する 割合・金額
CLIO MARINE INC.	バルクキャリアー	25%～30% (34億円～41億円)		
SOLAR OCEANIA CORP.	バルクキャリアー	25%～30% (34億円～41億円)		
三菱商事(株)			バルクキャリアー 2隻	55%～60% (72億円～79億円)

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期におけるわが国経済は、昨年後半からの世界的な経済の低迷持続に伴い、景気後退局面の中で厳しい状況が続いている。

当社グループを取り巻く環境においても、船舶部門では海運市況の低迷により新造船需要は盛り上がり、陸上部門も輸出、設備投資、個人消費の不冴により厳しい状況となっている。このような状況下、当社グループでは顧客ニーズに即した新商品の開発に注力するとともに、コスト削減と生産性向上による収益力の強化に努めた。

これらの結果当第1四半期連結会計期間の受注高は前年同四半期と比べ47,776百万円減少の3,064百万円となり、売上高は前年同四半期と比べ627百万円（4.5%）減少の13,174百万円となった。営業利益は船舶部門の改善により41百万円（92.2%）増加の85百万円となり、経常利益は99百万円（86.2%）増加の214百万円、四半期純利益は449百万円（前年同四半期は325百万円の純損失）増加の123百万円となった。

なお当社グループの受注産業の事業の特性から四半期業績が年度業績に必ずしも連動しない、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

「船舶部門」

海運市況は昨年後半以来の低迷が続いており、連れて新造船需要も盛り上がらない状況下、一方当社では4年を超える受注残高を有していることから新造船の受注はしなかった。その結果、当第1四半期末受注残高は222,556百万円となった。新造船の引渡しはパナマックス・バルクキャリアー2隻で前年同四半期と同隻数であった。修繕船等を加えた当該部門の売上高は工事進行基準の初年度適用もあり、前年同四半期比1,013百万円(11.7%)増加の9,685百万円となり、営業利益は新ゴライアスクレーン2基のフル稼働による生産性向上と鋼材価格の落ち着きにより採算が改善し、前年同四半期比701百万円増加の736百万円となった。

「陸上部門」

陸上部門の受注高は化粧品製造用機械等で増加したものの、景気低迷の影響から前年同四半期比637百万円(20.7%)減少の2,439百万円となったが、当第1四半期末受注残高は前期末比358百万円増加の6,194百万円となった。売上高は景気低迷から前年同四半期比1,641百万円(32.0%)減少の3,489百万円となった。損益面では、売上の減少に伴い売上総利益が減少したこと、観覧車保証工事費用の見込みも増加したこと等から、営業損益は前年同四半期比632百万円減少の245百万円の損失となった。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は86,677百万円(前連結会計年度末比2,736百万円の増加)となった。これは主として、流動資産において前受金の増加に伴い現金及び預金が2,759百万円増加したこと並びに仕掛品が2,897百万円増加し、売掛金が2,278百万円減少したこと等によるものである。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は76,071百万円(前連結会計年度末比2,507百万円の増加)となった。これは主に、新造船等に係わる前受金が3,057百万円増加したこと並びに借入金1,275百万円増加し、支払手形及び買掛金が1,159百万円減少したこと等によるものである。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は10,605百万円(前連結会計年度末比229百万円の増加)となった。主な要因は、その他有価証券評価差額金が459百万円増加したが、繰延ヘッジ損益が162百万円減少したこと等によるものである。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ、2,941百万円増加し24,770百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間と比べ、7,006百万円減少し2,403百万円となった。これは主に、前受金の入金が前第1四半期連結会計期間に比べ、6,456百万円減少したこと等によるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動において支出したキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間と比べ、1,704百万円減少し574百万円となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出が1,492百万円減少したこと等によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動において得られたキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間と比べ、1,441百万円増加し1,112百万円となった。これは主に、長期借入金を調達したこと等によるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの等も散見されます。また、船舶部門及び陸上部門を手掛ける当社グループの経営においては、当社グループが保有する有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解に基づく中長期的な視野を持った経営施策が必要不可欠です。かかる買付行為がなされる場合や当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりかかる中長期的視野を欠く経営がなされる場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

従って、当社としましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付行為を行う者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの企業価値の源泉は、顧客ニーズに即した製品を提供し続ける技術開発力、熟練した技能及び豊富なノウハウを有する従業員、顧客・地域社会・取引先との信頼関係、技術力の結晶を生み出す当社グループの事業拠点、人々の生活を豊かにするために日々研鑽する企業精神等にあると考えております。

当社といたしましては、これら企業価値の源泉を最大限に活用しつつ、

より効率的に高品質な製品を供給する生産体制を築き、収益性を高めること

多様化する顧客ニーズと信頼に応えるとともに、安全かつ、環境に配慮した製品の開発等の技術革新に絶えず取組むこと

永年にわたって蓄積した専門技術・技能・ノウハウの維持、向上及び円滑な継承を行っていくこと
相互信頼に基づく良好な労使関係を継続していくこと

100年近くにわたり培った社会的信用や、海・陸の分野での実績を通して構築された顧客、地域社会、取引先等との揺るぎない信頼関係を維持していくことにより、中長期的な視点から企業価値の向上に努めております。

また、平成19年6月には、経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、効率的な意志決定及び業務執行の体制を構築するとともに、経営の透明性を保ちつつ、企業価値の向上を目指すことを狙いとして、執行役員制度を導入するなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、で述べた基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、(a)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(b)当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(c)取締役会または株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された「意向表明書」を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があります。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、(b)大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び(c)大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、または取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更または停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成20年6月27日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanoyas.co.jp/ir/other.html>）に掲載する「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」をご覧ください。

各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別

な取組みは、 に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、 に記載した本対応方針も、 に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は33百万円である。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,600,000	32,600,000	大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株である。
計	32,600,000	32,600,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日	-	32,600	-	2,538	-	1,110

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成21年3月31日現在で記載している。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,573,800	325,738	-
単元未満株式	普通株式 4,200	-	-
発行済株式総数	32,600,000	-	-
総株主の議決権	-	325,738	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式43株が含まれている。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サノヤス・ヒシノ 明昌	大阪市北区中之島 三丁目6番32号	22,000	-	22,000	0.07
計	-	22,000	-	22,000	0.07

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	249	340	417
最低(円)	181	192	323

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は改正前の四半期連結財務諸表規則並びに「造船業財務諸表準則」（昭和26年運輸省告示第254号）に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,413	22,654
受取手形及び売掛金	4,318	3 6,928
商品及び製品	367	356
仕掛品	3 24,857	21,960
原材料及び貯蔵品	608	544
その他	3,332	4,051
貸倒引当金	36	54
流動資産合計	58,862	56,440
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置(純額)	1 6,218	1 6,571
土地	5,111	5,116
その他(純額)	1 7,827	1 7,493
有形固定資産合計	19,158	19,182
無形固定資産		
のれん	39	53
その他	666	618
無形固定資産合計	706	671
投資その他の資産		
投資有価証券	5,211	4,468
その他	3,124	3,557
貸倒引当金	386	379
投資その他の資産合計	7,949	7,646
固定資産合計	27,814	27,499
資産合計	86,677	83,940

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,320	16,479 ³
短期借入金	7,938	8,184
未払法人税等	62	777
前受金	37,564	34,507
賞与引当金	224	420
保証工事引当金	3,122	2,995
受注工事損失引当金	³ 222	257
その他	1,161	950
流動負債合計	65,616	64,573
固定負債		
長期借入金	5,314	3,792
退職給付引当金	4,729	4,774
役員退職慰労引当金	201	216
負ののれん	135	140
その他	74	66
固定負債合計	10,455	8,991
負債合計	76,071	73,564
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,538	2,538
資本剰余金	1,110	1,110
利益剰余金	5,081	5,120
自己株式	9	9
株主資本合計	8,720	8,759
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,032	573
繰延ヘッジ損益	3	166
評価・換算差額等合計	1,036	740
少数株主持分	849	876
純資産合計	10,605	10,376
負債純資産合計	86,677	83,940

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	13,802	13,174
売上原価	12,742	12,025
売上総利益	1,059	1,148
販売費及び一般管理費	1,015	1,062
営業利益	44	85
営業外収益		
受取利息	11	6
受取配当金	114	112
その他	32	76
営業外収益合計	159	195
営業外費用		
支払利息	74	60
その他	14	5
営業外費用合計	88	66
経常利益	115	214
特別利益		
固定資産売却益	8	6
投資有価証券売却益	-	0
特別利益合計	8	6
特別損失		
減損損失	277	4
固定資産除却損	238	15
特別退職金	-	10
その他	97	13
特別損失合計	613	44
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	489	176
法人税、住民税及び事業税	244	42
法人税等調整額	437	44
法人税等合計	192	86
少数株主利益又は少数株主損失()	28	33
四半期純利益又は四半期純損失()	325	123

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	489	176
減価償却費	767	704
減損損失	277	4
のれん償却額	8	8
退職給付引当金の増減額(は減少)	44	45
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	34	14
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	11
賞与引当金の増減額(は減少)	190	196
受注工事損失引当金の増減額(は減少)	1,160	34
保証工事引当金の増減額(は減少)	-	126
受取利息及び受取配当金	126	119
支払利息	74	60
為替差損益(は益)	0	0
有形固定資産売却損益(は益)	8	6
有形固定資産除却損	238	15
売上債権の増減額(は増加)	1,459	2,609
たな卸資産の増減額(は増加)	4,632	2,917
前渡金の増減額(は増加)	-	377
仕入債務の増減額(は減少)	710	1,014
前受金の増減額(は減少)	9,513	3,057
未収消費税等の増減額(は増加)	866	1,212
その他	93	206
小計	9,702	3,032
利息及び配当金の受取額	122	118
利息の支払額	30	22
法人税等の支払額	384	725
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,410	2,403
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	203	303
定期預金の払戻による収入	-	385
有形固定資産の取得による支出	2,147	655
有形固定資産の売却による収入	10	6
投資有価証券の取得による支出	3	3
投資有価証券の売却による収入	171	18
貸付けによる支出	20	14
貸付金の回収による収入	4	15
その他	90	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,279	574

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	40	30
長期借入れによる収入	50	2,150
長期借入金の返済による支出	175	904
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	162	162
少数株主への配当金の支払額	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	328	1,112
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,803	2,941
現金及び現金同等物の期首残高	15,481	21,828
現金及び現金同等物の四半期末残高	22,284	24,770

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
会計方針の変更 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。 これにより、売上高は1,542百万円、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は277百万円それぞれ増加している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 1 前第1四半期連結会計期間において区分掲記していた「仕掛品及び半成工事」は、「造船業財務諸表準則」(昭和26年運輸省告示第254号)が平成21年4月1日をもって廃止されたことにより、当第1四半期連結会計期間より「仕掛品」として区分掲記している。 2 前第1四半期連結会計期間において区分掲記していた「船舶保証工事引当金」は船舶以外の保証工事の重要性が高まったため、「保証工事引当金」として表示している。 なお、「保証工事引当金」に含まれている従来の「船舶保証工事引当金」は、12百万円である。 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 1 前第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「保証工事引当金の増減額(は減少)」(前第1四半期連結累計期間 8百万円)は、重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間において区分掲記している。 2 前第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「前渡金の増減額(は増加)」(前第1四半期連結累計期間219百万円)は、重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間において区分掲記している。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。 2. 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。 3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額 45,696百万円</p>	<p>1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額 45,131百万円</p>
<p>2 手形割引高</p> <p>受取手形割引高 18百万円</p>	<p>2 手形割引高</p> <p>受取手形割引高 29百万円</p>
<p>3 受注工事損失引当金</p> <p>損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注工事損失引当金に対応する額は仕掛品190百万円である。</p>	<p>3 期末日満期手形</p> <p>当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、連結子会社の決算日が金融機関の休業日であったため、次の連結子会社の期末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれている。</p> <p>受取手形 55百万円</p> <p>支払手形 265百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>1 販売費及び一般管理費について</p> <p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <p>給料手当等 389百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 34百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 10百万円</p> <p>退職給付費用 22百万円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費について</p> <p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <p>給料手当等 415百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 36百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 10百万円</p> <p>退職給付費用 20百万円</p> <p>貸倒引当金繰入額 14百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 20,941百万円	現金及び預金勘定 25,413百万円
有価証券勘定 2,368百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 643百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,025百万円	現金及び現金同等物 24,770百万円
現金及び現金同等物 22,284百万円	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	32,600,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,064

3 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	162	5	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	船舶部門 (百万円)	陸上部門 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	8,671	5,130	13,802	-	13,802
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	2	2	(2)	-
計	8,671	5,133	13,804	(2)	13,802
営業利益	35	387	423	(378)	44

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主な製品

- (1) 船舶部門..... 新造船、作業船、改造船、修繕船、LPG船
(2) 陸上部門..... 鉄鋼構造物、駐車装置、建設機械、遊園機械、機械部品、自動車部品、空調・給排水・環境工事、ソフトウェア開発、乳化装置、攪拌機

3 追加情報

当社は、平成20年度の法人税法の改正により、当第1四半期連結会計期間より、機械及び装置の耐用年数を変更している。これにより、従来の方法に比べ、当第1四半期連結会計期間の営業利益は、「船舶部門」で80百万円、「陸上部門」で46百万円、「消去又は全社」で0百万円減少している。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	船舶部門 (百万円)	陸上部門 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	9,685	3,489	13,174	-	13,174
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	2	2	(2)	-
計	9,685	3,491	13,176	(2)	13,174
営業利益又は営業損失()	736	245	491	(405)	85

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主な製品

- (1) 船舶部門..... 新造船、作業船、改造船、修繕船、LPG船
(2) 陸上部門..... 鉄鋼構造物、駐車装置、建設機械、遊園機械、機械部品、自動車部品、空調・給排水・環境工事、ソフトウェア開発、乳化装置、攪拌機

3 会計方針の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、従来、工事完成基準を適用していたが当第1四半期連結会計期間から当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用することに変更している。

これにより、従来の方法に比べ、当第1四半期連結会計期間の売上高、営業利益又は営業損失は、「船舶部門」で売上高が1,440百万円、営業利益が271百万円それぞれ増加し、「陸上部門」で売上高が101百万円増加し、5百万円営業損失が減少している。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はない。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はない。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	アフリカ	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	7,315	7	7,322
連結売上高（百万円）			13,802
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	53.0	0.1	53.1

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

アフリカ.....リベリア

その他の地域.....韓国

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	8,385	811	9,197
連結売上高（百万円）			13,174
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	63.7	6.1	69.8

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

ヨーロッパ.....オランダ

その他の地域.....リベリア

(国又は地域の区分の変更)

前第1四半期連結累計期間に記載していた「アフリカ」は、当第1四半期連結累計期間において売上割合が10%未満になったため、「その他の地域」に含めている。なお、当第1四半期連結累計期間の「その他の地域」に含まれるアフリカ分は683百万円である。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
299円49銭	291円59銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	10,605	10,376
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	849	876
(うち少数株主持分)(百万円)	(849)	(876)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,756	9,499
期末の普通株式の数(千株)	32,577	32,577

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失 10円00銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 潜在株式が存在しないため記載していない。	1株当たり四半期純利益 3円79銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 潜在株式が存在しないため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は 四半期純損失() (百万円)	325	123
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損 失() (百万円)	325	123
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,577	32,577

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 西 尾 方 宏 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 家 上 慎 一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 「追加情報」に記載されているとおり、会社は法人税法の改正により、当第1四半期連結会計期間より、機械及び装置の耐用年数を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 7日

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 隆 雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 家 上 慎 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。